

令和2年度

単価契約仕様書

名称 路面電車軌道敷舗装修繕業務

特定の場合
その業者名 _____

業 務 仕 様 書

1. 業務の目的

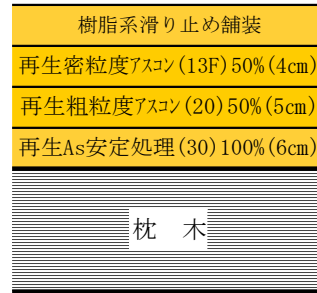
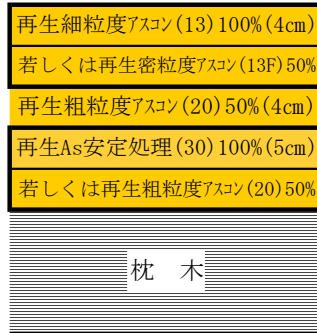
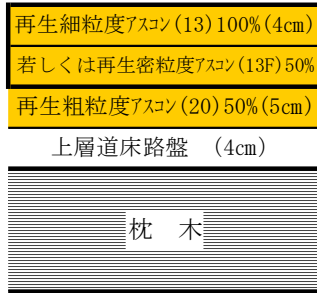
本業務は、軌道敷内の凍上した舗装版の処理を行い、また、舗装剥離カ所、摩耗カ所について舗装修繕を実施することにより軌道の適正な維持管理及び、一般車両等の事故防止を図ることを目的とする。

2. 業務の内容

〔一般部構造図〕

〔交差点部構造図〕

〔都心線構造図〕



(1) アスファルト舗装工

軌道敷内の舗装剥離箇所及び摩耗箇所において、オーバーレイ等を実施する。使用する合材は再生合材とする。

表層は細粒度を標準とするが、都心線は密粒度とする。

作業は夜21時～朝6時までの間に実施すること。

(2) 欠損部補修工

凍上等が原因で発生した軌道敷内の部分的欠損部において、パッチング等を実施する。加熱型の合材を主な材料として使用するが、施工時期等の理由で加熱型の合材を利用することが困難な場合は、常温型の合材を使用する。

(3) 樹脂系滑り止め舗装工

都心線における樹脂系滑り止め舗装の劣化部について、補修を実施する。なお、作業は施工面の清掃等準備を含むものとし、劣化舗装除去等の下地処理は含まない。

1回の施工で5㎡を想定している。作業は夜21時～朝6時までの間に実施すること。

(4) 舗装版切削工

軌道敷内で舗装版切削を実施する。軌道敷内での作業なので施工幅にあった適当な切削機を用意する。作業時はレールに損傷を負わせないように注意して作業すること。

作業は夜21時～朝6時までの間に実施すること。

(5) アスファルト舗装版破碎工

凍上等が原因で軌道敷内のアスファルトを破碎する場合、部分的な補修が必要で機械切削等が困難な場合に人力にて舗装版破碎を実施する。

(6) 樹脂系滑り止め舗装下地処理工

都心線における樹脂系滑り止め舗装の劣化部について、舗装補修のための下地処理を実施する。

作業は夜21時～朝6時までの間に実施すること。

3. 業務の履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

4. 積算上の留意事項

本業務における労務単価は、以下の補正を考慮する。
なお、作業区分は設計書の規格欄に明記してあるので、確認すること。

(1) 昼間軌道外作業

労務費の補正は行わない。

(2) 昼間軌道内作業

令和元年度施行 札幌市土木工事積算要領及び資料 I 第02章 工事費の積算

① 労務単価の補正を基に算定を行う。

【算定式】

設計労務単価 = $P \times 1.14$ P: 公共工事設計労務単価(昼間)

※ 補正割増系数 = 1.14(著しく時間的制約を受ける)

(3) 夜間軌道内作業・夜間軌道外作業

【算定式】

設計労務単価 = $P \times 1.5$ P: 公共工事設計労務単価(昼間)

夜間作業時間帯については下記のとおりとする。

- ・ 拘束時間 = (21:00~6:00) = 9 h
- ・ 休憩時間 = (23:00~24:00) = 1 h
- ・ 夜間割増時間 = (21:00~23:00)+(0:00~6:00) = 8 h
- ・ 作業時間 = 9時間 - 1時間 = 8 h

5. 業務日及び場所

委託者担当係員が指定した日及び場所。

6. 仕様書等の遵守

本仕様書のほか、軌道敷内作業等事故防止マニュアル、札幌市土木工事共通仕様書及び関係法令等を遵守すること。軌道敷作業等事故防止マニュアルは業務契約締結後に配布するものとする。札幌市土木工事共通仕様書は札幌市財政局工事管理室ホームページよりダウンロード可能である。

7. 発生品及び建設副産物の処理

- (1) 受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」並びに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」と「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守して、建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全に努めること。

- (2) 当該業務等で発生する建設副産物の処理方法、処理場所等への処理条件は下記のとおりとする。なお、変更が生じた場合は監督員(業務員)と協議のこと。

種 類	搬出先施設名及び場所	受 入 条 件 等
アスファルト殻	豊平・南堆積場 (豊平区西岡521番地) 東堆積場 (東区東雁来5条1丁目1番75号) 西堆積場 (西区発寒10条14丁目1068番地3)	重量を計量し伝票(マニフェストは不要)の 交付を受けること。 破碎後のサイズは30cm内外とする。 受け入れ時間は、午前8時～午後5時30分 とする。

8. 再生資材の使用について

本業務の舗装工事に係る再生加熱アスファルト混合物は、下記により使用すること。

使 用 工 種	名 称 及 び 規 格	
アスファルト舗装工 欠損部補修工	再生細粒度アスコン(13F)	(100%)
	再生密粒度アスコン(13F)	(50%)
	再生粗粒度アスコン(20)	(50%)

9. 安全対策等

- (1) 現場での業務は、一般車両及び電車等の通行に十分注意するとともに、必要に応じて安全施設及び交通誘導警備員を適正に配置すること。作業に従事するものは安全チョッキを身につけること。また、電車の接近は、交通誘導警備員による見張り及び運行ダイヤ等により確認し、作業時における安全を確保すること。
- (2) 業務により施設に損害を与えた場合は、速やかに原形に復旧すること。
- (3) 業務中の事故等については、受託者の責において解決すること。
- (4) 業務従事者は、利用客等の誤解をまねかないよう言動に注意すること。
- (5) 業務従事者は、清潔な服装を着用し、利用客等に不快感を与えないよう配慮すること。
- (6) 業務従事者は、委託者発注業務の受託者であることを明確にするため、業務中は腕章を着用すること。

腕 章 例

路面電車軌道敷舗装修繕業務責任者
会 社 名

路面電車軌道敷舗装修繕業務員
会 社 名

10. 排出ガス対策型建設機械の使用

本業務において以下に示す建設機械を使用する場合は、建設省「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械及び、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用するものとする。ただし、道路運送車両法の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

業務主任は、作業現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、委託者担当係員に提出するものとする。なお、これにより難しい場合は、委託者担当係員と協議するものとする。

対象機械	型式	備考
バックホウ		ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。
空気圧縮機	可搬式	ただし、道路運送車両法による排ガス規制を受けている建設機械は除く。

11. 業務主任の選任

- (1) 業務履行にあたっては、その業務に係る作業現場に業務の責任者である業務主任を配置すること。業務主任は連続稼働を要する業種については常時作業現場に出勤可能な者を配置すること。また、断続する作業については適時配置するものとする。
なお、業務主任は、専ら当業務に従事する専任の者を配置すること。
- (2) 業務主任は、輸送の安全確保に努めるとともに、その業務に係る技術、労務、工程及び安全管理並びに作業場の風紀維持の管理業務を行うこと。
- (3) 業務主任は、当該業務に係る判断力及び作業の指導等の総合的な能力を有したものを配置すること。
- (4) 業務主任は、業務実施上発生する諸問題等に即対応できるものとし、不在の場合の代理人を予め届けておくこと。
- (5) 業務主任は、工程の進捗状況等を適時担当係員に報告すること。
- (6) 業務主任は、業務の中で補助者を定め、各部門の作業内容を常時把握させるとともに作業改善に努めなければならない。
- (7) 業務主任等指定通知書には、経歴及び雇用関係を証明する書類を添付すること。

12. 保守要員の資格等

保守要員は、直接雇用契約関係にある者でなければならない。また、出向社員及び契約社員の場合は、出向社員にあつては出向契約書の写し、契約社員にあつては雇用契約書の写しを提出し、委託者の承諾を得ること。この場合、契約期限が当該委託期間の終了前にある場合は認めない。さらに、出向社員及び契約社員は業務責任者としては認めず、両者の人数は当該保守要員の概ね半数までとする。ただし、高年齢者雇用安定法による雇用等により、従前から継続して雇用される出向社員及び契約社員は出向契約書及び雇用契約書の期限を問わないものとする。

なお、特殊作業における場合等、委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

13. 提出書類

- (1) 業務着手届 業務主任等指定通知書、業務主任等経歴書を添付
- (2) 業務計画書 札幌市土木工事共通仕様書1-1-1-5 施工計画書に準じたもの
- (3) 作業日誌 作業日毎
- (4) 業務完了届
- (5) 業務完了書類 (施工写真、出来高表等の業務履行確認資料)
- (6) その他委託者の担当係員が必要と認めたもの

14. 安全管理規程の遵守及び運輸安全管理の徹底について

- (1) 受託者は安全第一の意識を持って、札幌市交通事業振興公社軌道整備事業安全管理規程で定める事項を遵守するとともに、輸送の安全を確保するために社内体制を整備のうえ、業務従事者にはこれを徹底させること。
- (2) 受託者は、委託者の輸送事業に係る安全管理体制に積極的に協力をするとともに、輸送の安全を確保するため、委託者との密接な連携を図ること。

15. 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

16. 関係法令等の周知徹底について

- (1) 軌道建設規定・軌道運転規則・整備心得・整備マニュアル・J I S等の周知について
管理者（現場管理者含む）、検査実施者（補助者除く）の全員に、軌道建設規定・軌道運転規則・整備心得・整備マニュアル・J I S等の関係法令等を周知するものとする。また、一部を外部に委託（再委託）する場合も、委託先の管理者（現場管理者含む）、検査実施者（補助者除く）の全員に同様の周知をさせること。
- (2) 周知記録「技術基準・実施基準等の周知結果報告書」の提出について
周知の実施後は、会社名、契約件名、対象者の氏名及び役割（管理者、設計者、検査実施者）を明記し、日時・場所と具体的な周知内容、周知方法を記載した記録「技術基準・実施基準等の周知結果報告書」を作成し、委託者に速やかに提出すること。
また、再委託先の周知結果の報告についても、同様とする。
- (3) 業務に関して作成した記録は、受託者において保管（再委託先を含む）すること。
- (4) 周知の実施時期については、対象者がその業務を実施する前に行うこと。

17. 業務代金の支払い

業務終了後受託者が業務完了届を提出し、委託者が行う検査に合格した後、発注単位ごとに支払うこととする。

なお、数量単位は小数点以下第1位止め（第2位四捨五入）とする。

18. その他

仕様書に定めがない事項または疑義が生じた場合は、委託者担当係員と協議すること。

19. 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力（別添「環境方針」参照）

受託者は本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

- (1) 電車事業所庁舎等の使用にあたっては、節電、節水、各エネルギーの節約に努めること。
- (2) ごみの減量、資源物のリサイクルに努めること。
- (3) 使用する物品は、できるだけ環境に配慮したものをを使用すること。
- (4) 業務上使用する自動車については、環境に与える負荷の少ない運転を心掛けること。

業務着手届

年 月 日

一般財団法人札幌市交通事業振興公社

理 事 長 藤 井 透

受託者 住 所
会社名
代表者

印

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に着手したのでお届けします。

業務主任経歴書

業務名 _____

業務主任（氏名） _____（ _____ 歳）

1 職歴、法令による免許、資格

取得年月日	免許・資格

2 最近の主な業務経歴

履行期間	業務内容	発注者

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

受託者 住 所
会社名
代表者

印

作 業 日 誌

【路面電車軌道敷舗装修繕業務 指示第 号】

令和 年 月 日

下記のとおり、作業を実施しましたので報告します。

記

履 行 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

作 業 月 日 令和 年 月 日 () 天候

No	項 目	単 位	数 量	累 計 数 量

備考・作業場所等

業務主任 _____ (印)

主任技術者 _____ (印)

作 業 月 日 令和 年 月 日 () 天候

No	項 目	単 位	数 量	累 計 数 量

備考・作業場所等

業務主任 _____ (印)

主任技術者 _____ (印)

業務完了届

年 月 日

一般財団法人札幌市交通事業振興公社
 理事長 藤井 透 様

住所
 受託者 会社名
 代表者名 印

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に完了いたしましたのでお届けします。

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名) 印
-----	-------	---------------------

課長	係長	主任	係	この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいでしょうか。 検査員 印

課長	係長	主任	係	<h2 style="margin: 0;">業務完了検査報告書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">検査員 印</p> <p style="margin: 0;">立会人 印</p>

上記業務の検査結果は、次のとおりであったので報告いたします。

請 負 代 金 額	円 (税込)	契 約 年 月 日	年 月 日
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 結 果	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格

備 考	
-----	--

路面電車軌道敷舗裝修繕業務

No.	名 称	規 格・形 質	単位	数量	直接業務費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	設計単価	設計単価×数量	備 考
1	アスファルト舗装工(1)	人力 夜間軌道内 再生細粒度As t=4cm	m ²	300							
2	アスファルト舗装工(2)	人力 夜間軌道内 再生密粒度As t=4cm	m ²	20							
3	アスファルト舗装工(3)	人力 夜間軌道内 再生粗粒度As t=4cm	m ²	20							
4	アスファルト舗装工(4)	人力 夜間軌道内 再生粗粒度As t=5cm	m ²	40							
5	アスファルト舗装工(5)	人力 昼間軌道外 再生密粒度As t=5cm	m ²	10							
6	欠損部補修工(1)	夜間軌道内 加熱型	t	20							
7	欠損部補修工(2)	夜間軌道内 常温型	m ²	8							
8	欠損部補修工(3)	昼間軌道内 常温型	m ²	10							
9	欠損部補修工(4)	昼間軌道内 加熱型	t	2							
10	樹脂系滑り止め舗装工	夜間軌道内	回	1							
11	路面切削工	夜間軌道内 路面切削車 1.0m	m ²	300							
12	アスファルト舗装版破碎工(1)	人力 夜間軌道内 舗装厚 40~100mm	m ²	30							
13	アスファルト舗装版破碎工(2)	人力 昼間軌道内 舗装厚 40~100mm	m ²	30							
14	樹脂系滑り止め舗装下地処理工	夜間軌道内	m ²	5							
15	区画線工	夜間軌道内 ペイント式手動	m	50							
16	アスファルト殻運搬処理	昼間・夜間軌道外 2tタンクトラック	m ³	4							
17	交通誘導警備員B(1)	昼間軌道内	人	2							
18	交通誘導警備員B(2)	夜間軌道内	人	33							
19	交通誘導警備員A(1)	昼間軌道内	人	1							
20	交通誘導警備員A(1)	夜間軌道内	人	3							

計 業務価格

消費税(10%)

業務委託費

業務委託費内訳書

工種 / 種別 / 細別	単位	数量	単価	金額	摘要
業務価格					
軌道敷舗装修繕	式	1			第1号内訳書
雑工	式	1			第2号内訳書
安全費	式	1			第3号内訳書
直接業務費計					
共通管理費	式	1			
純業務費					
現場管理費	式	1			
業務原価					
一般管理費	式	1			
業務価格					
消費税等相当額 10.00%	式	1			
業務委託費					

軌道敷舗装修繕業務内訳書

一金 _____ 円

第 1 号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
アスファルト舗装工(1)	人力 夜間軌道内	m ²	300			単価算出調書 No.1
	再生細粒度As t=4cm					
アスファルト舗装工(2)	人力 夜間軌道内	m ²	20			単価算出調書 No.2
	再生密粒度As t=4cm					
アスファルト舗装工(3)	人力 夜間軌道内	m ²	20			単価算出調書 No.3
	再生粗粒度As t=4cm					
アスファルト舗装工(4)	人力 夜間軌道内	m ²	40			単価算出調書 No.4
	再生粗粒度As t=5cm					
アスファルト舗装工(5)	人力 昼間軌道外	m ²	10			単価算出調書 No.5
	再生密粒度As t=5cm					
欠損部補修工(1)	夜間軌道内 加熱型	t	20			単価算出調書 No.6
欠損部補修工(2)	夜間軌道内 常温型	m ²	8			単価算出調書 No.7
欠損部補修工(3)	昼間軌道内 常温型	m ²	10			単価算出調書 No.8
欠損部補修工(4)	昼間軌道内 加熱型	t	2			単価算出調書 No.9
樹脂系滑り止め舗装工	夜間軌道内	回	1			単価算出調書 No.10
合計						

雑 工 内 訳 書

一金 _____ 円

第 2 号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
路面切削工	夜間軌道内	m ²	300			単価算出調書 No.11
	路面切削車 1.0m					
アスファルト 舗装版破碎工(1)	人力 夜間軌道内	m ²	30			単価算出調書 No.12
	舗装厚 40~100mm					
アスファルト 舗装版破碎工(2)	人力 昼間軌道内	m ²	30			単価算出調書 No.13
	舗装厚 40~100mm					
樹脂系滑り止め舗装 下地処理工	夜間軌道内	m ²	5			単価算出調書 No.14
区画線工	夜間軌道内	m	50			単価算出調書 No.15
	ペイント式手動					
アスファルト殻 運搬処理	昼間・夜間軌道外	m ³	4			単価算出調書 No.16
	2tダンプトラック					
合計						

安全費内訳書

一金 _____ 円

第 3 号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員B(1)	昼間軌道内	人	2			単価算出調書 No.18
交通誘導警備員B(2)	夜間軌道内	人	33			単価算出調書 No.18
交通誘導警備員A(1)	昼間軌道内	人	1			単価算出調書 No.18
交通誘導警備員A(2)	夜間軌道内	人	3			単価算出調書 No.18
合計						

単価算出調書

番号	細目	単位	単価	算出の基礎	摘要	
1	(夜間軌道内)	m ²	円	表層(車道・路肩部) 1 m ² × 円 = 円	【施工パッケージ】 1.4m未満、2.30以上 2.40t/m ³ 未満、タックコート PK-4、D=9.0km以下	
	アスファルト舗装工(1)					
	再生細粒度アスコン(100%)					
	(人力) t=4cm					
1m ² 当りの単価				円		
2	(夜間軌道内)	m ²	円	表層(車道・路肩部) 1 m ² × 円 = 円	【施工パッケージ】 1.4m未満、2.30以上 2.40t/m ³ 未満、タックコート PK-4	
	アスファルト舗装工(2)					
	再生密粒度アスコン(50%)			アスファルト合材夜間割増額 0.101 t × 円 = 円		
	(人力) t=4cm			諸雑費(まるめ) 1 式 = 円		
1m ² 当りの単価				円		
3	(夜間軌道内)	m ²	円	基層(車道・路肩部) 1 m ² × 円 = 円	【施工パッケージ】 1.4m未満、2.30以上 2.40t/m ³ 未満、タックコート PK-4	
	アスファルト舗装工(3)					
	再生粗粒度アスコン(50%)			アスファルト合材夜間割増額 0.101 t × 円 = 円		
	(人力) t=4cm			諸雑費(まるめ) 1 式 = 円		
1m ² 当りの単価				円		
4	(夜間軌道内)	m ²	円	基層(車道・路肩部) 1 m ² × 円 = 円	【施工パッケージ】 1.4m未満、2.30以上 2.40t/m ³ 未満、プライム コートPK-3	
	アスファルト舗装工(4)					
	再生粗粒度アスコン(50%)			アスファルト合材夜間割増額 0.126 t × 円 = 円		
	(人力) t=5cm			諸雑費(まるめ) 1 式 = 円		
1m ² 当りの単価				円		
5	(昼間軌道外)	m ²	円	表層(車道・路肩部) 1 m ² × 円 = 円	【施工パッケージ】 1.4m未満、2.30以上 2.40t/m ³ 未満、プライム コートPK-3	
	アスファルト舗装工(5)					
(1m ² 当りの単価)				円		
6	(夜間軌道内)	t	円	土木一般世話役 0.64 人 × 円 = 円	再生密粒度(13F) (50%)	
	欠損部補修工(1)			特殊作業員 1 人 × 円 = 円		
	日施工量1t以上2t未満 加熱型			普通作業員 1.29 人 × 円 = 円		
				再生密粒度アスコン 1 t × 円 = 円		
				アスファルト合材夜間割増額 1 t × 円 = 円		
				諸雑費(率+まるめ) 1 式 × 円 = 円		
計				円	労務費×7%	
7	(夜間軌道内)	m ²	円	土木一般世話役 3.3 人 × 円 = 円	労務費×1%	
	欠損部補修工(2)			特殊作業員 3.3 人 × 円 = 円		
	常温型			普通作業員 4.9 人 × 円 = 円		
				常温合材 1 t × 円 = 円		袋(30kg入)
				諸雑費(率+まるめ) 1 式 = 円		
				計 (t当たり(8.33m ²))		
(1m ² 当りの単価)				円		
8	(昼間軌道内)	m ²	円	土木一般世話役 3.3 人 × 円 = 円	労務費×1%	
	欠損部補修工(3)			特殊作業員 3.3 人 × 円 = 円		
	常温型			普通作業員 4.9 人 × 円 = 円		
				常温合材 1 t × 円 = 円		袋(30kg入)
				諸雑費(率+まるめ) 1 式 = 円		
				計 (t当たり(8.33m ²))		
(1m ² 当りの単価)				円		

単価算出調書

番号	細目	単位	単価	算出の基礎				摘要		
9	(昼間軌道内) 欠損部補修工(4) 日施工量1t以上2t未満 加熱型	t	円	土木一般世話役	0.64 人 ×	円 =	円			
				特殊作業員	1 人 ×	円 =	円			
				普通作業員	1.29 人 ×	円 =	円			
				再生密粒度アスコン	1 t ×	円 =	円			再生密粒度(13F) (50%)
				諸雑費(率+まるめ)	1 式 ×	=	円			労務費×7%
計			円							
10	(夜間軌道内) 樹脂系滑り止め舗装工	回	円	土木一般世話役	1 人 ×	円 =	円	策定歩掛		
				普通作業員	3.5 人 ×	円 =	円			労務費×16%
				機械経費	1 式 ×	=	円			労務費×6%
				材料費	1 式 ×	=	円			
				諸雑費(まるめ)	1 式	=	円			
計			円							
11	(夜間軌道内) 路面切削工	㎡	円	土木一般世話役	0.5 人 ×	円 =	円	策定歩掛		
				特殊作業員	0.5 人 ×	円 =	円			
				普通作業員	5.0 人 ×	円 =	円			
				路面切削機運転	1 日 ×	円 =	円			単価算出調書 No.17
				諸雑費(率+まるめ)	1 式	=	円			(労務費+機械経費)×57%
				計 (150㎡当たり)			円			
(1㎡当りの単価)			円							
12	(夜間軌道内) アスファルト舗装版破砕工(1) (40~100mm)	㎡	円	舗装版破砕	1 m2 ×	円 =	円	【施工パッケージ】	アスファルト舗装版、障害等有、舗装版厚40~100mm、積込作業有	
				(1㎡当りの単価)			円			
13	(昼間軌道内) アスファルト舗装版破砕工(2) (40~100mm)	㎡	円	舗装版破砕	1 m2 ×	円 =	円	【施工パッケージ】	アスファルト舗装版、障害等有、舗装版厚40~100mm、積込作業有	
				(1㎡当りの単価)			円			
14	(夜間軌道内) 樹脂系滑り止め舗装 下地処理工	㎡	円	コンクリートはつり	1 m2 ×	円 =	円	【施工パッケージ】	3cmを超え6cm以下	
				人力積込	0.05 m3 ×	円 =	円	【施工パッケージ】	アスファルト塊	
				モルタル練	0.05 m3 ×	円 =	円	【施工パッケージ】	普通 1:2	
				諸雑費(まるめ)	1 式	=	円			
計			円							
15	(夜間軌道内) 区画線工	m	円	区画線工	1 m ×	円 =	円	【施工パッケージ】	夜間有、ペイント式手動、実線15cm、制約なし、常温・溶剤、白 (土木工事標準単価 北海道特殊規格)	
				(1㎡当りの単価)			円			
16	(昼間・夜間軌道外) アスファルト殻運搬処理	m3	円	殻運搬(夜間)	1 m3 ×	円 =	円	【施工パッケージ】	舗装版破砕、人力積込、D=4.5km	
				殻運搬(昼間)	1 m3 ×	円 =	円	【施工パッケージ】	舗装版破砕、機械(対象不要)15m以下、D=10.5km	
				積込(コンクリート殻)	1 m3 ×	円 =	円	【施工パッケージ】	全ての費用	
				諸雑費(まるめ)	1 式	=	円			
計 (1㎡当りの単価)			円							
17	(夜間軌道内) 路面切削機運転	日	円	特殊運転手	1 人 ×	円 =	円	国交省土木工事標準積算基準書より		
				軽油(1・2号)	210 l ×	円 =	円	R2.2札幌市資材単価		
				路面切削機	1.32 日 ×	円 =	円	H30建設機械等損料表 p.120 (ホイール式 1.0m×10cm)		
計			円							

単価算出調書

番号	細目	単位	単価	算出の基礎	摘要				
18	安全費	式	円	(昼)交通誘導警備員B	2.0 人 × 円/人 = 円				
				(夜)交通誘導警備員B	33.0 人 × 円/人 = 円				
				(昼)交通誘導警備員A	1.0 人 × 円/人 = 円				
				(夜)交通誘導警備員A	3.0 人 × 円/人 = 円				
				計	円				
				(一般部)					
				【施工量】					
				アスファルト舗装工事(夜) 300.0 m ²					
				欠損部補修工(昼) 15.0 m ²					
				欠損部補修工(夜) 150.0 m ²					
				【施工量及び歩掛】					
				アスファルト舗装工事 3.0 人/日 (日施工量) 150.0 m ² /日					
				欠損部補修工 2.0 人/日 " 30.0 m ² /日					
				【必要人員】					
				アスファルト舗装工事(夜) 300÷150×3 = 6.0 人					
				欠損部補修工(昼) 15÷30×2 = 1.0 人					
				欠損部補修工(夜) 150÷30×2 = 10.0 人					
				(交差点部)					
				【施工量】					
				アスファルト舗装工事(夜) 60.0 m ²					
				欠損部補修工(昼) 5.0 m ²					
				欠損部補修工(夜) 30.0 m ²					
				【施工量及び歩掛】					
				アスファルト舗装工事 6.0 人/日 (日施工量) 50.0 m ² /日					
				欠損部補修工 4.0 人/日 " 10.0 m ² /日					
【必要人員】									
アスファルト舗装工事(夜) 60÷50×6 = 7.2 人									
欠損部補修工(昼) 5÷10×4 = 2.0 人									
欠損部補修工(夜) 30÷10×4 = 12.0 人									
交通誘導警備員B (昼間) (1.0+2.0) = 3.0 ≒ 3人									
交通誘導警備員B (夜間) (6.0+10.0+7.2+12.0) = 35.2 ≒ 36人									

諸経費補正率算出調書

1 共通仮設費率の補正

No	項目	内容	適用	備考
1	イメージアップ経費	(1) 仮設備関係に係る費用	×	
		(2) 営繕関係に係る費用	×	
		(3) 安全関係にかかる費用	×	
		(4) 地域とのコミュニケーションにかかる費用	×	
2	運搬費	(1) 建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
		(2) 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬(直接工事費に計上)	×	
		(3) (1)、(2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
3	準備費	(1) 準備及び後片付けに要する費用	○	
		(2) 調査・測量、丁張等に要する費用	○	
		(3) 準備として行う伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用	×	
		(4) (1)～(3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な費用	○	
4	事業損失防止施設費	(1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用	×	
		(2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用	×	
5	安全費	(1) 安全施設等に要する費用	○	
		(2) 安全管理等に要する費用	○	
		(3) (1)から(2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策に要する費用	○	
6	役務費	(1) 土地の借上げ等に要する費用	×	
		(2) 電力、用水等の基本料	×	
		(3) 電力設備用工事負担金	×	
7	技術管理費	(1) 品質管理のための試験等に要する費用	×	
		(2) 出来形管理のための測量等に要する費用	○	
		(3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用	○	
		(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用	×	
8	営繕費	(1) 現場事務所、試験室等の営繕に要する費用	×	
		(2) 労働者宿舍の営繕に要する費用	×	
		(3) 倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用	○	
		(4) 労務者の輸送に要する費用	○	
		(5) 上記(1)～(3)に係る土地・建物の借上げに要する費用	×	
		(6) 監督員詰所及び火薬庫の営繕に要する費用	×	
		(7) (1)～(6)に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕に要する費用	×	
適用項目による補正		30項目中12項目適用 12/30=0.40⇒ 40.00%		40.00 %
施工地域等の補正		大都市補正(道路維持工事)		1.5

2 現場管理費率の補正

No	項目	内 容	適用	備考
1	労務管理費	(1) 募集及び解散に要する費用	○	
		(2) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用	○	
		(3) 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用	○	
		(4) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用	○	
		(5) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用	○	
2	安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用	○	
3	租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課	○	
4	保険料	(1) 自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く)	○	
		(2) 工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、	○	
		(3) その他の損害保険の保険料	○	
5	従業員給料手当	現場従業員の給料、諸手当及び賞与	○	
6	退職金	現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額	○	
7	法定福利費	現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額	○	
8	福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用	○	
9	事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考書等の購入費	×	
10	通信交通費	通信費、交通費及び旅費	△	0.5計上
11	交際費	現場への来客等の対応に要する費用	×	
12	補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補償費。	△	0.5計上
13	外注経費	工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費	×	
14	工事登録等に要する費	工事実績等の登録等に要する費用	×	
15	動力・用水光熱費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用	×	
16	雑費	1～15までに属さない諸費用	○	
適用項目による補正		22項目中16項目適用 $16/22=0.72727 \Rightarrow 72.73\%$		72.73 %
施工地域等の補正		大都市補正(道路維持工事)		1.2

3 一般管理費率の補正

No	項目	内容	適用	備考
1	役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬	○	
2	従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与	○	
3	退職金	退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金	○	
4	法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額	○	
5	福利厚生費	本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被覆、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用	○	
6	修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等	○	
7	福利厚生費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費	○	
8	通信交通費	通信費、交通費及び旅費	○	
9	動力、用水光熱費	電力、水道、ガス、薪炭等の費用	△	0.5計上
10	調査研究費	技術研究、開発等の費用	△	0.5計上
11	広告宣伝費	広告、公告、宣伝に要する費用	○	
12	交際費	本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用	○	
13	寄付金		○	
14	地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料	○	
15	減価償却費	建物、車輛、機械装置、事務用備品等の減価償却額	○	
16	試験研究費償却	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額	×	
17	開発費償却	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額	×	
18	租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課	○	
19	保険料	火災保険その他の損害保険料	○	
20	契約保障費	契約の保障に必要な費用	×	
21	雑費	電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用	○	
	適用項目による補正	21項目中17項目適用 $17/21=0.80952 \Rightarrow 80.95\%$		80.95 %
	前払金に対する補正	計上しない		0.0%
	契約保証に係る補正	補正しない		0.0%

4 業務委託費算出(諸経費の算出)

直接業務費	0			
	通常経費	補正率	補正值	補正後
共通仮設費率				
現場管理費率				
一般管理費率				

共通仮設費率	直接業務費			
	道路維持工事			
	共通仮設費率			
	補正	共通仮設費率	補正率	補正共通仮設費率

現場管理費率	純業務費			
	道路維持工事			
	現場管理費率			
	補正	現場管理費率	補正率	補正現場管理費率

一般管理費率	業務原価			
	一般管理費率			
	補正	一般管理費率	補正率	補正一般管理費率

	金額
直接業務費	
共通仮設費率	
共通仮設費	
純業務費	
現場管理費率	
現場管理費	
業務原価	
一般管理費率	
一般管理費	
業務価格	
消費税率	
消費税相当額	
業務委託価格	

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、市内で最大規模の事業者として、また、市民や事業者の先導役となるべく、環境マネジメントシステムを活用し、エネルギー使用量やエネルギー経費等の削減に継続して努めてきました。

一大消費都市である札幌市は、多くのエネルギーや生物資源を消費することから、地球環境への負荷を継続的に低減していくためには、すべての市民や事業者の皆様の理解とそれぞれのライフスタイルや事業活動の見直しなどの具体的な行動が必要です。

私は、積雪寒冷地である札幌の地域特性を踏まえた省エネ技術や再生可能エネルギーを積極的に活用し、環境マネジメントシステムの継続的改善を図ることにより、全庁一丸となって、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、市民、企業、行政の総力である「市民力」を結集し、低炭素型のまちづくりや、生物多様性の保全に取り組むことで、自然と共生する快適な都市「環境首都・札幌」、さらには、「魅力と活力にあふれた暮らしやすい街」さっぽろの実現を目指してまいります。

2 環境保全行動への基本方針

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、環境配慮の取組を推進し、特に以下の項目に重点的に取り組むことにより、環境への負荷を継続的に低減し、まちの魅力を向上させます。

- 1 省エネルギーの取組及び新エネルギーの導入を推進します。
- 2 廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化を推進します。
- 3 環境負荷の少ない製品やサービスの利用を推進します。
- 4 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 5 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。
- 6 生物多様性の保全に向けた取組を推進します。
- 7 環境保全の取組をすすめ、地域経済の発展につなげていきます。

この環境方針及び環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

平成27年9月1日

札幌市長 秋元 克広